時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一箇年前金二圓〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢 二厘	六錢 八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢 三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢 五厘

時事新報

眞成の政治思想と養成すべし

日本にて近年來政治の思想大に發達して人民政治に參せんとするの議論盛んに起り府縣會も既に開けて來る明治二十三年には愈々國會の開設あるべしと云ふ實に盛んなる事にして官民の滿足この上なかるべしと雖も然れども若しも國會開設の後に至り人民が國會に於て議したる事を政治上に實行する事どもならば取も直さず人民の智識と政治上に顯はすものにして其政治は恰も人民の智愚を代表するみとなれば國會後の人民たるものはその心憑、容易ならざるものと覺悟せざるべからず扨て日本にて近來政治の思想發達したりと云ふその思想は如何なるものなるか又人民が政治に參せんとするその本心は何れの邊にあるか若しも今の人民が眞に一心發起して銘々の私權を守らんとするの精神より政權に參せんとするの決心ならば我輩に於て滿足の至りなれども今日民間に流行する所の政論の有樣と窺ふに左る深き因緣ありとも見えざる其次第は年來我國に政論の流行と始めたる其流れの源い何れの方角より來りたるやと問ふに所謂世の政論家なる者の首唱に出でたるものにして扨てその政論家なる者の素生を尋れば多くは舊藩士族の末流にして曾て一度は主治者の地位にありたるか否らざるも自ら其遺風を帶びたる人々ならん抑も舊藩の士族なるものは取も直さず時の主治者にして百姓町人を視ること奴隸の如く公けに又私しに之を輕蔑して一等下りたる人種となし甚しきは之を虐げて其私權を犯したる人々なり既に人の私權を犯して顧みざるものは私權の貴ぶべきを知らざるものなり私權の貴ぶべきを知らずして却て政權に參せんとする其本心は如何と云ふに此流の人々の所謂政治思想なる者は元來特義のものにはあらず祖先傳來のものゝ變形に過ぎざるが故に國會開設の曉には宿昔青雲の志と逢し倒令へ懸上に翱翔して濟民の任に膺る能はざるも錦衣玉食故鄉の父老に誇るの功名心なきにあらず結局已れ自ら政治の壇上に現出して技倆を試みんとするの念盛んにして私權云々の事に至ては却て心に關せざる者も多ふる可し元來國會を開て人民に參政せしむるの趣旨は長く政權と少數人の手に委して腐敗偏倚に陷るの弊を防ぎ以て人々私權の安全堅固を謀ることあるに實際の成蹟如何然るを得ざるゝ於ては國會の効能も左まで顯はし難きものにあらざるが如し

然らば則ち國會に出席して政治に參する者は如何なる人物にして始先て可なるやと云ふに從來私權を犯すの理由に在りしものよりも當に之を守るべき私權を犯したる種族の中に就て之を求るみと當然なる可し蓋し私權を守るの念慮は貧者に乏しくして富者に盛んなるが故に國會員には富豪の平民曾て私權を犯されんとして幾分か其防禦に苦しみたる者を擇び始めて政治上の權力に平均を得べければなり今人の考に舊藩の時代には人民の私權全く蹂躪せられて無きが如き有樣なりしならんと思ふ可けれども實際に於ては自から其中に蹣ゆ可らざるの限界ありて事の甚ざしきに至れば當時の平民卑屈なりと雖も決して之を默々に附することあし例へば民財の一事に就て之と云はんに舊藩の政廳にて何か事を生ずて臨時の費用と要せるときにも增稅の事は容易に之を云はず先づ御借上げと稱して士族の定祿を削ること今の官員の減俸の如くして政廳自から節するの實を示し次は用達の町人より金を借用し尙ほ足らざる時に至りて始めて御用金に及ぶみとも有れども增稅などの沙汰は極めて稀なるの例なり即ち當時の政廳と雖ども民財の權利は妄りに犯すべからざるの勢あるを理解し人民も亦自から之を守るの精神に乏しからず扨て事れ極端に至れば一揆騷動の事變さへ少なからざりしは封建の暴政必ずしも暴なるを得ず其下民の卑屈必ずしも卑屈あらずして自から其間に守る所のものありしの實を見るゝ足る可し左れば今日に至ては愈々私權と守るの道理と明にして之を實際に施さんとて國民參政の權を主張するの說い此種族の中より起るあそ和當の順序なれども若しも然らずして實際に私權の思想なき武士の末流種族に限り却て參政論の盛んなるあるが如きは本末顚倒したる奇觀と云ふべし國會の開設甚だ好し人民の政治思想生らく養成すべしと雖も我輩は國家永遠の大問題に本末顚倒の說の行はるゝことを欲せざるものなれば更に其本に反りて元來私權を守るの地位に在りし種屬の人々をして益々自身自家の權利を擴張し眞成の政治思想を以て國の大事に參與せしめんと冀望に堪へず之を再言すれば今度の國會開たる者と官途社會の人物又は郡下に出沒する士族書生輩ならで純然たる地方の富豪紳士を擇ばんことを祈るものなり

官報

朕茲ニ在外國公使館附陸軍武官俸給令ヲ裁可ス

御名御璽

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第十八號

在外國公使館附陸軍武官俸給令

第一條　在外國公使館附陸軍武官ノ年俸ハ別表ニ依ル

第二條　本令ニ關スル支給細則ハ陸軍大臣大藏大臣ト協議シ之ヲ定ム

別表

在外國公使館附陸軍武官俸表

	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉
英國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
露國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
佛國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
伊國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
墨國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
獨國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
米國	七五〇	五五〇	四五〇	三五〇	二五〇	一五〇
墨